

懲戒細則

(懲戒の定義)

第1条 懲戒とは、本協会の定款又は規則に違反した会員、並びに本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした会員に対して行う制裁をいう。

(懲戒の基本)

第2条 懲戒処分を行うに当たり次の各号を基本とする。

1. 懲戒事由を明確にする
2. 懲戒事由に対して適切な処罰とする
3. 納得性の得られる適正な手続きをふむ

(懲戒の事由)

第3条 会員が倫理規定に反する行為を行った時、または次の各号のいずれかに該当するときは懲戒に付す。

- (1) 故意に法令等に違反したとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (3) 業務に関し不当な行為があったとき
- (4) 故意若しくは不注意により、会の名誉を棄損し或いは損害をあたえたとき
- (5) 会の品位を傷つけ、又は会の信用を失うような行為があったとき
- (6) 故意に会の正常な運営を妨げる行為があったとき
- (7) 故意に前歴を偽り会に損害を与えたとき
- (8) その他、会に著しく不都合な行為があったとき

(懲戒の種類)

第4条 懲戒は、その情状により次の区分により行う。

- (1) 譴責 始末書を提出させ嚴重に注意し、将来を戒める。
- (2) 資格停止 2年以内の期間で会員資格（建築構造士資格を含む）を停止し、将来を戒める。
資格停止中の会費は、既に支払い済みのものを除き、徴収しない。
なお、既納の会費等は返還しない。
復帰した時の会費は、四半期単位の計算による。
- (3) 除名 定款の定めに従い、除名する。既納の会費等は返還しない。

(事実調査の実施)

第5条 倫理委員会委員長は、会員に第3条に定める懲戒の対象となる事案が発生したと判断した場合、会長の承認を得て事実調査部会を設けることができる。

- 2 事実調査WGは当該会員からの聴取を含め事実関係を客観的に調査し、その結果を倫理委員会に報告する。
- 3 倫理委員会および事実調査部会の委員は、協会から正式に発行する文書以外、知り得た事実を口外してはならない。

(懲戒案の策定)

第6条 倫理委員会は、事実調査部会で行った調査結果に基づき懲戒の是非を検討し、懲戒に相当するとした場合に、懲戒案の内容を策定する。

- 2 倫理委員会は当該会員の申し出があった場合は、本人に本協会監事を通した弁明の機会を与える。

(懲戒の決定及び実施)

第7条 懲戒の実施については下記の定めに従って行う。

譴責・資格停止 : 運営会議の協議を経て、理事会の承認後、直ちに実施することができる。

除名 : 理事会の承認後、総会の議決を経て実施する。

- 2 懲戒は会長名にて行うと共に会誌及び協会のホームページで公表する。

(細則の改訂)

第8条 この細則の改訂は、理事会の議決を経て決める。

平成19年5月25日 制定